

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

実施計画（案）

令和8年 月
狛江市

目次

1	計画の推進	1
2	基本目標	4
	基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	4
	基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり	5
	基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり	5
	基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	6
	基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築	6
3	施策の体系	7
4	関連事業と担当課	9
5	粕江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画	13

1

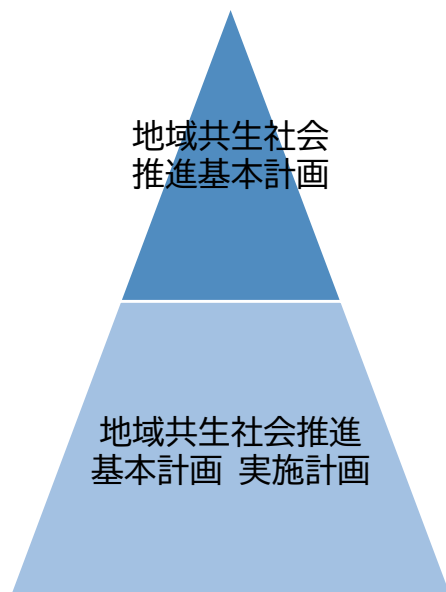
計画の推進

1 狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画について

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、施策に係る事業のうち重点取組に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点取組に係る事業等を定める狛江市地域共生社会推進基本計画 実施計画（以下「実施計画」という。）を定めました。

実施計画の計画期間は3年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。



令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度

2 評価体制

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

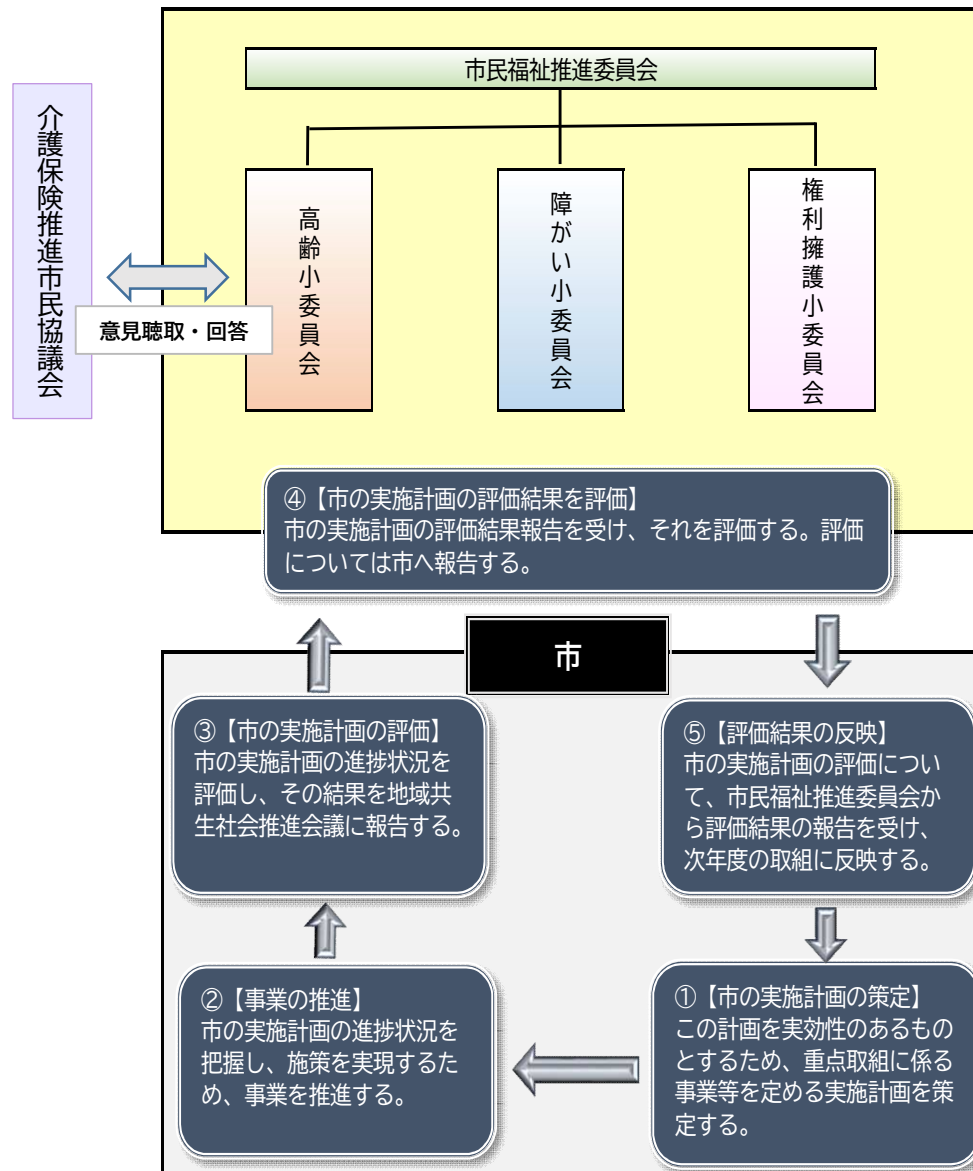
(1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

基本計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

(2) 狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

【評価体制図】



2

基本目標

基本目標 1

一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

基本目標 2

「つながり」を実感できる地域づくり

基本目標 3

社会参加を進めるシステムづくり

基本目標 4

総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

基本目標 5

多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標 1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対応しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネット

ワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSWと連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSWと連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」という。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成26（2014）年度から市庁舎2階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和6（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

3

施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。 基本理念	基本目標1 切れ目のない相談支援体制の構築 一人ひとりの状況に合わせた	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-1	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間 の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				13~14
		1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間 の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				15
		権利擁護 支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-3	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。		●			16~17
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。				●	17~18
基本目標2 「つながり」を実感できる 地域づくり	基本目標2 「つながり」を実感できる 地域づくり	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-1	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	●				19
		2-2	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制 の充実を図ります。	●		●	●	20~21
		2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを 推進します。	●				22~24
		権利擁護 支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進し ます。		●			25~26
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
基本目標3 システムづくり 社会参加を進める	基本目標3 システムづくり 社会参加を進める	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-1	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	●			●	33
		3-2	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加 に向けたつながりづくりを推進します。	●				34
		権利擁護 支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-3	権利擁護支援に必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に 参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	34
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-4	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。			●		35~36
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-5	障がい者の情報保障を推進します。				●	36~37

※地…地域福祉計画、高…高齢者計画、障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）、後…成年後見制度利用促進基本計画

総合的で切れ目のない生活支援
システムづくり

基本目標 4

協働して支援に当たる
体制の構築

4

関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進	●								13
	1-1-2	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築	●		●						14
	1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	●		●						14
	1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	●								15
	1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	●								15
	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	●								16
	1-3-2	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用を検討	●								16
	1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	●								17
	1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化			●						17
	1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施			●						18
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	●								19
	2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	●								19
	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	●								20
	2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	●								20
	2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	●								21
	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	●		●						22
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	●								23
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	●					●			23
	2-3-4	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援	●								24
	2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	●								24

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	●								25
	2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	●								26
	2-4-3	市民後見人の活躍支援	●								26
	2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進		●							27
	2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施		●							27
	2-6-1	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進		●							28
	2-6-2	認知症に関する理解啓発活動の実施		●							28
	2-6-3	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成		●							29
	2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設		●							29
	2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保		●							30
	2-6-6	認知症予防事業の拡充		●							30
	2-7-1	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施		●							31
	2-7-2	障がい者週間等における理解啓発活動の実施		●							31
	2-7-3	障がい者福祉施設の自主製品の販売		●							32
	2-7-4	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発		●							32
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進	●	●							33
	3-1-2	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進	●	●							33
	3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	●								34
	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	●								34
	3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実		●							35
	3-4-2	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援		●							35
	3-4-3	シルバー人材センターの運営支援		●							36
	3-5-1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化		●							36
	3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援		●							37

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●							●	38
	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	●								39
	4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知							●		39
	4-2-2	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備	●								40
	4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	●								40
	4-3-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲）	●							●	41
	4-3-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）	●								42
	4-4-1	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編	●								42
	4-4-2	市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成（再掲）	●								43
	4-4-3	介護人材確保対策の推進		●							43
	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	●								44
	4-5-2	専門職団体との連携の推進	●								44
	4-6-1	社会状況の変化に合わせた事業の再構築		●							45
	4-6-2	個々のニーズに対応した生活支援体制整備		●							45
	4-6-3	高齢者のデジタルデバйд解消に向けた支援		●							46
	4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進		●							46
	4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施		●							47
	4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施		●		●	●				47
	4-8-1	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討		●							48
	4-9-1	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進		●							49
	4-9-2	ケアプラン等の点検の実施		●							50
	4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施		●							50
	4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施		●							51

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-10-2	施設・事業所の感染症対策の推進		●							51
	4-10-3	介護人材確保対策の推進（再掲）		●							52
	4-11-1	地域生活支援拠点の設置		●							53
	4-11-2	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討		●							53
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進	●		●						54
	5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	●								55
	5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	●								55
	5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	●								56
	5-2-2	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築	●								57
	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	●								58
	5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	●		●						59
	5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	●								59
	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	●		●				●		60
	5-4-2	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	●		●						60
	5-5-1	医療と介護の連携事業の継続実施		●							61
	5-6-1	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施		●							61
	5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出		●							62
	5-7-1	各種連絡会の開催		●							62
	5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有		●							63
	5-7-3	国等の介護情報基盤整備に伴う対応		●							63
	5-7-4	介護事故情報の共有		●							64
	5-8-1	事業所間等の連携体制の整備		●							64
	5-8-2	学校や医療との連携の推進	●								65
	5-8-3	医療的ケア児の支援		●							65
	5-8-4	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）		●							66

5

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画

年度	令和8(2026)
基本目標	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No.	1-1	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。											
取組No.	1-1-1	重点取組	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充													
①事業概要														
福祉のつなぐシート登録システムを活用してつなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの利用者を庁内窓口のみならず、庁外の民間事業者にまで広く拡大します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10						
福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課		市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	75事業者以上		80事業者以上		85事業者以上						
福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等による活用の拡大 担当課：福祉政策課		民間事業者等による活用案件数	③目標(値)	10件以上		10件以上		10件以上						

取組No.	1-1-2	重点取組	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
多機関協働事業につながった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯について、相談支援包括化推進員とともに重層的支援会議等により支援につなげます。（福祉政策課） 各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題を抱えた方、その世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標(値)	6 回以上		6 回以上		6 回以上						
持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課		相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	5 人以上		5 人以上		5 人以上						

取組No.	1-1-3	重点取組	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
統一的な記録方式を導入することにより、記録方式の標準化・共通化を行い、市及び各支援機関による支援の円滑化を推進します。（福祉政策課・福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10				
統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大 担当課：福祉政策課・福祉相談課		記録方式の導入	③目標(値)	記録方式の庁内での普及啓発及び支援機関の導入先の拡大			記録方式の庁内での普及啓発及び支援機関の導入先の拡大			記録方式の庁内での普及啓発及び支援機関の導入先の拡大				

施策No.	1-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。												
取組No.	1-2-1	重点取組	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が伴走型支援が可能な社会資源の発掘及び連携により、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対するアウトリーチ等の充実を図ります。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10					
CSWによる社会資源の発掘及び連携を踏まえた取組の実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	出張相談会等を 1 回以上開催			出張相談会等を 1 回以上開催			出張相談会等を 1 回以上開催					

取組No.	1-2-2	重点取組	ピアサポーターを活かした支援の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
CSWがピアサポーターやピアサポート団体と連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対する効果的な伴走支援を行います。（福祉政策課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9					R 10			
ピアサポーターを活かした支援 担当課：福祉政策課		支援の検討	③目標(値)	支援の拡大		支援の継続実施					支援の継続実施			

施策No.	1-3	施策	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。													
取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進													
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充															
①事業概要																
判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10						
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施		実施状況	③目標(値)	権利擁護支援・検討会議活用ガイドブックの作成			定期的に開催する体制の構築			定期開催の実施						
担当課：福祉政策課																

取組No.	1-3-2	重点取組	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	新規													
①事業概要														
権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職が行う、専門的助言の会議体である権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会等を活用した意思決定支援を効果的に行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9			R 10					
権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施 担当課：福祉政策課		ケースに応じた実施	③目標(値)	1 回以上		1 回以上			1 回以上					

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	2 回以上		2 回以上		2 回以上						

施策No.	1-4	施策	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。												
取組No.	1-4-1	重点取組	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化												
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
障害者総合支援法第77条の2に定める、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和6年11月に設置しました。基幹相談支援センターの主催により、市内の相談支援事業所等向けの研修を実施するとともに、相談支援事業所をはじめとした地域の関係機関と協働し、連携の緊密化を促進します。なお、研修内容については、相談支援事業所等にヒアリングの実施や、地域の課題に即した研修となるよう、内容の充実を図ります。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
市内相談支援事業所等向け研修の実施 担当課：福祉相談課		実施回数	③目標(値)	2 回		2 回		2 回							

取組No.	1-4-2	重点取組	総合的・専門的な相談支援の実施												
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
市の総合的な相談窓口は、福祉相談課相談支援係及び基幹相談支援センターとなり、専門的かつ高度な技術・知識を必要とする相談については、基幹相談支援センターにおいて対応します。相談内容によっては、市内の主任相談支援専門員等の民間事業所と支援会議を実施することで、連携・協働を強化し、様々な問題に対応する相談支援を実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9			R10						
民間事業所と連携した支援会議 担当課：福祉相談課		ケースに応じた実施	③目標(値)	60回		— (R 7 ・ R 8 実績踏まえ設定)			— (R 8 ・ R 9 実績踏まえ設定)						

年度	令和 8 (2026)													
基本目標	「つながり」を実感できる地域づくり													
施策No.	2-1	施策	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。											
取組No.	2-1-1	重点取組	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
福祉のまちづくり協議委員会にて地域生活課題の検討及び分析を行い、その結果を福祉のまちづくり委員会へ提供することで、福祉のまちづくり委員会の円滑な運営や地域生活課題の解決力の強化を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10						
福祉のまちづくり協議委員会の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	2 回以上		2 回以上		2 回以上						
取組No.	2-1-2	重点取組	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
福祉のまちづくり委員が当該年度に取組む活動に応じた福祉に関する知識や地域資源に関する情報を習得することにより、課題解決に向けた取組を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10						
福祉のまちづくり委員向け研修の実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上						

施策No.	2-2	施策	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。												
取組No.	2-2-1	重点取組	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
災害発生時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
福祉関係者等との連携		連携先の拡大	③目標(値)	福祉事業者等		福祉事業者等		福祉事業者等							
担当課：福祉政策課															
取組No.	2-2-2	重点取組	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、平常時における個別避難計画の作成を効率化することで、個別避難計画の作成及び更新を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
統合型GISを活用した個別避難計画の作成及び更新		作成者の拡大及び更新	③目標(値)	新規作成者の拡大・既計画作成者の更新		新規作成者の拡大・既計画作成者の更新		新規作成者の拡大・既計画作成者の更新							
担当課：福祉政策課															

取組No.	2-2-3	重点取組	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、支援組織とともに避難支援体制を整備し、災害時における避難行動要支援者支援の迅速化につなげるため、個別避難計画の作成及び更新を進めます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
支援組織との避難支援体制の整備 担当課：福祉政策課		避難支援体制の整備	③目標(値)	安否確認訓練の実施		安否確認訓練の実施		安否確認訓練の実施							

施策No.	2-3	施策	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。
-------	-----	----	---

取組No.	2-3-1	重点取組	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														

①事業概要

集合住宅の建て替えに伴い発生する課題について、支援関係団体と情報を共有し支援につなげます。また、CSWが社会資源と連携し、地域づくりの支援を行います。（福祉政策課）
こまほっとシルバー相談室において、都営粕江団地や多摩川住宅の建て替えに伴う生活の困りごと等の相談を受け、適切な支援機関等へつなぐとともに、必要に応じて見守り活動を行います。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R 10
情報共有と支援 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標（値）	1 回以上	1 回以上	1 回以上
地域づくりの支援 担当課：福祉政策課	支援方法の検討	③目標（値）	支援の実施	支援の実施	支援の実施
建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 担当課：福祉相談課	相談支援の実施	③目標（値）	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有
個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握 担当課：福祉相談課	地域課題及びその解決策の明確化	③目標（値）	地域課題の把握 解決策の検討	地域課題の把握 解決策の検討	地域課題の把握 解決策の検討

取組No.	2-3-2	重点取組	(仮称) 地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
(仮称) 地域福祉サポーター等の育成や活用に向け、社協が実施する、(仮称) 地域福祉サポーター等とCSWとの連携による新たな支え合いシステムの構築を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業(取組) 内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10				
(仮称) 地域福祉サポーターの育成・活用 担当課：福祉政策課		育成・活用	③目標(値)	調査・研究			試行実施			実施				

取組No.	2-3-3	重点取組	多様な居場所の設置・活動の支援											
担当課	福祉政策課・子ども若者政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
地域での支え合いが必要な方への福祉サービスの普及及び拡大を図るため、地域福祉推進事業補助金により多様な居場所の設置・活動を支援します。（福祉政策課） 子ども・若者の居場所事業を実施することにより世代や立場を超えて、身近で様々な価値観に触れることができる機会を創出します。（子ども若者政策課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
地域福祉推進事業補助金による団体への支援 担当課：福祉政策課	利用団体数	③目標(値)	1 団体以上		1 団体以上		1 団体以上							
子ども・若者の居場所事業の実施 担当課：子ども若者政策課	年間利用者数	③目標(値)	4,100人		4,100人		4,100人							
子どもの居場所づくり支援事業補助金の実施 担当課：子ども若者政策課	利用団体数	③目標(値)	6 団体以上		6 団体以上		6 団体以上							

取組No.	2-3-4	重点取組	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
居場所等の活動をより活性化するため、市外の居場所事業者等も含めたネットワークを構築し、市内関係団体間との連携を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
視察や見学、会議等への参加 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上						

取組No.	2-3-5	重点取組	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
近隣の学校等へのアウトリーチにより、多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」等で活動する団体等と学生とのマッチングを支援し、団体等との連携強化、地域の課題解決力の向上を目指すとともに、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
マッチング等支援の実施 担当課：福祉政策課		マッチング回数	③目標(値)	3回以上		3回以上		3回以上						

施策No.	2-4	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。
-------	-----	----	---------------------------------------

取組No.	2-4-1	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進									
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充											

①事業概要

地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	2 回以上	2 回以上	2 回以上
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	1 回以上	1 回以上	1 回以上

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上							

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課		参加人数	③目標(値)	1 人以上		1 人以上		1 人以上						

施策No.	2-5	施策	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。													
取組No.	2-5-1	重点取組	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進													
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続															
①事業概要																
高齢者の増加に伴い、深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、既存機器の見直しや新たな機器の導入を検討する等、緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業を推進することで、地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10						
緊急通報装置事業の見直し 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討			LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討			LTE機器の本格導入 (R 9 を踏まえた対応)						
新たな装置等の導入 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	新たな装置等の検討			新たな装置等の調整			新たな装置等の調整						

取組No.	2-5-2	重点取組	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施													
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続															
①事業概要																
高齢者の増加に伴い深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、高齢者虐待防止・見守りネットワークに加え、GPSを活用した早期発見の仕組みづくりを行う等、地域住民や事業者等による「ながら見守り」を実施することで、地域における一人暮らし高齢者の見守りを強化します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10						
地域住民等による「ながら見守り」の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	「ながら見守り」の実施			「ながら見守り」の実施			「ながら見守り」の実施						
GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	GPS機器、仕組みづくりの調整			GPS機器、仕組みづくりの選定・調整等			GPS機器、仕組みづくりの試行						

施策No.	2-6	施策	認知症の「共生」と「予防」を推進します。												
取組No.	2-6-1	重点取組	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
これまで行ってきた認知症支援等の取組を認知症基本法の基本理念を踏まえて整理、継続、不足する取組を追加する等、認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進することで、認知症の「共生」と「予防」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
既存事業の整理・継続実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	既存事業の整理・継続実施及び課題対応策の検討		既存事業の整理・継続実施及び課題対応策の試行		既存事業の整理・継続実施及び課題対応策の本格実施							
不足する事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	基本理念②③の事業継続実施及び不足事業の取組検討		基本理念②③の事業継続実施及び不足事業の試行実施		基本理念②③の事業継続実施及び不足事業の本格実施							

取組No.	2-6-2	重点取組	認知症に関する理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
共生社会の実現に不可欠な認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深められるよう、機会を捉えた普及啓発や当事者からの発信機会の創出など、認知症に関する理解啓発活動を実施することで、認知症の「共生」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
機会を捉えた普及啓発 当事者からの発信機会 担当課：高齢障がい課		講演会等の実施	③目標(値)	講演会等の開催		講演会等の開催		講演会等の開催							
認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課		定期開催	③目標(値)	養成講座開催		養成講座開催		養成講座開催							

取組No.	2-6-3	重点取組	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催する等、地域等における認知症の方やその家族に対する支援を担う認知症サポーター（キッズサポーター）を養成することで、認知症の共生を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
（再掲）認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課		定期開催	③目標(値)	養成講座開催		養成講座開催		養成講座開催							
キッズサポーター養成講座の拡大 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	養成講座拡大		養成講座拡大		養成講座拡大							

取組No.	2-6-4	重点取組	チームオレンジの活動支援・新設												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症の方やその家族の悩み・生活支援ニーズを支援者につなぐ核となる認知症サポーターステップアップ講座を開催する等、チームオレンジの活動を支援するとともに、新たなチームオレンジを設立することで、認知症の共生を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	講座開催		講座開催		講座開催							
チームオレンジの新設 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	新設検討及び調整		新設検討及び調整		新設検討及び調整							

取組No.	2-6-5	重点取組	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修義務化等、認知症への対応力向上に向けた取組を推進するとともに、認知症の方や要介護者が住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを今後の在り方に基づき確保・整備する等、認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供・確保することで、認知症の「共生」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9			R 10						
地域密着型サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進		次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進			次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進						

取組No.	2-6-6	重点取組	認知症予防事業の拡充											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
これまで実施してきた認知症予防事業を継続して実施するとともに、認知症予防に効果的なフレイル予防等の拡充実施や、早期発見・早期診断・対応に向けた認知症検診の実施に向けた検討を進める等、認知症予防事業の拡充を行うことで、認知症の予防を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
ヒアリングフレイル予防拡充実施と補聴器補助事業 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防拡充実施		ヒアリングフレイル予防拡充実施		継続実施							
認知症検診の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	関係者との調整		試行実施		本格実施							

施策No.	2-7	施策	障がい者理解を推進します。												
取組No.	2-7-1	重点取組	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	新規														
①事業概要															
市民活動支援センターと連携し、当事者を講師とした講習会や障がい体験を通して、障がい者がどういったことに困るのかといったことや、配慮事項を学ぶ理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
当事者が講師となる講演会・講座等の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	本格実施		本格実施		本格実施							
児童・生徒に対する出前授業等の実施 担当課：高齢障がい課		回数	③目標(値)	6回		6回		6回							

取組No.	2-7-2	重点取組	障がい者週間等における理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	継続														
①事業概要															
障害者差別解消法に基づく共生社会の実現に向け、市内の事業所や市民団体の意見を聴きながら事業所の製品販売等、障がい者週間や共催事業等における理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
当事者理解を深める講座等の実施 担当課：高齢障がい課		講座等の実施	③目標(値)	実施		実施		実施							
障がい者週間等における事業所活動や製品の紹介 担当課：高齢障がい課		展示等の開催	③目標(値)	開催		開催		開催							

取組No.	2-7-3	重点取組	障がい者福祉施設の自主製品の販売												
担当課	高齢障がい課	大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	★
区分	継続														
①事業概要															
障がいを理由とする差別の解消や共生社会の実現に向け、障がい者週間や上手いもの市等における販売等、障がい者福祉施設の自主製品の販売を行うことで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10					
上手いもの市の開催 担当課：高齢障がい課		市内の障がい福祉サービス事業所を「1つも知らない」と答えた人の割合	③目標(値)	20%以下			20%以下			20%以下					
ほこみち事業を活用した販売等の新たな販売機会の検討 担当課：高齢障がい課		新たな取り組みの実施	③目標(値)	実施			実施			実施					

取組No.	2-7-4	重点取組	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発												
担当課	高齢障がい課	大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	★
区分	継続														
①事業概要															
障害者差別解消法の改正により、事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・啓発することで、社会全体での合理的配慮の必要性を広める等、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10					
企業・商店への周知・啓発 担当課：高齢障がい課		周知の実施	③目標(値)	実施			実施			実施					

年度	令和8（2026）														
基本目標	社会参加を進めるシステムづくり														
施策No.	3-1	施策	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。												
取組No.	3-1-1	重点取組	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進												
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
聞こえが困難なこと等により、コミュニケーションに障がいのある市民に向けた遠隔手話通訳（QRコード利用）を導入し、ユニバーサルコミュニケーション支援を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
遠隔手話通訳（QRコード利用）の導入及び活用		機器の導入	③目標(値)	活用		活用		活用							
担当課：福祉政策課・高齢障がい課															
取組No.	3-1-2	重点取組	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進												
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
「心のバリアフリー」を学ぶ教材等を用いて「障がいの社会モデル」の理解、障がいのある人への不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないことの徹底、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培い、心のバリアフリーの普及啓発を推進するために、児童・生徒に対する出前授業等を実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
心のバリアフリーの普及啓発（児童・生徒に対する出前授業等の実施）		研修の実施	③目標(値)	実施		実施		実施							
担当課：福祉政策課															

施策No.	3-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。											
取組No.	3-2-1	重点取組	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充													
①事業概要														
伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じたニーズの把握結果から、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対し、社会とのつながりを作るための支援を実施します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8	R 9			R 10						
CSW等による参加支援事業の推進 担当課：福祉政策課		ケースに応じたつなぎの回数	③目標(値)	適宜	適宜			適宜						

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。												
取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るため、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するため、狛江市単身高齢者等支援事業の実施を目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8	R 9			R 10							
「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施	法施行を見据えた検討			法施行を見据えた実施							
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜			適宜							

施策No.	3-4	施策	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。												
取組No.	3-4-1	重点取組	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														

①事業概要

自治会、老人クラブ等、従来の活動の場の縮小に加え、コロナ禍で低下した地域活動への参加向上に向け、新たな元気高齢者（アクティブシニア）向け事業の実施や、地域で継続的に参加・活動できる環境の整備等、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備や事業を充実させることで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
元気高齢者向け事業の実施 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の本格実施	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施
地域で継続的に参加・活動できる環境整備 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施

取組No.	3-4-2	重点取組	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせる社会の実現に向け、シニア・プレシニアが、自らの希望に応じた就労やボランティア等の活動への参加を支援する等、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりを支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
（仮称）シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントの実施 担当課：高齢障がい課	参加者数	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
シニアふれあい食堂の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施

取組No.	3-4-3	重点取組	シルバー人材センターの運営支援													
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続															
①事業概要																
就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実に向け、シルバー人材センターへの補助や活動の周知を行う等、高齢者の就労的活動の中核を担うシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8				R 9				R 10				
シルバー人材センター補助 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施				継続実施				継続実施				
広報等による活動の周知・啓発 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施				継続実施				継続実施				

施策No.	3-5	施策	障がい者の情報保障を推進します。													
①事業概要																
取組No.	3-5-1	重点取組	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化													
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充															
①事業概要																
障がいのある方の意思疎通、情報取得、利用のための手段の適切な確保・拡充に向け、点字封筒や当事者向けのスマホ教室を実施する等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信を強化することで、障がい者の情報保障を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8				R 9				R 10				
視覚障がい者に向けた周知方法等の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	点字封筒の利用拡大 （福祉保健部）				点字封筒の全庁導入の検討				点字封筒の全庁導入の検討				

取組No.	3-5-2	重点取組	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
手話通訳・要約筆記者の派遣や磁気ループの活用等、障がいのある方への情報保障を支援する機器の提供や制度を継続して実施するとともに、当事者向けスマホ教室の実施や新たな支援機器等の紹介・活用支援を行うなど、視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活躍を支援することで、障がい者の情報保障を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
当事者向けスマホ教室の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	視覚障がい者向け		視覚・聴覚障がい者向け		視覚・聴覚障がい者向け							
新たな支援機器等の紹介・活用支援 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	障害者週間等における 展示会等の実施		障害者週間等における 展示会等の実施		障害者週間等における 展示会等の実施							

年度	令和8(2026)
基本目標	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No.	4-1	施策	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。
-------	-----	----	---------------------------

取組No.	4-1-1	重点取組	居住支援協議会による相談支援機能の強化												
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり事業課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
住まい探しの相談窓口を通じた住宅確保要配慮者への物件情報とのマッチング等の実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	60%	60%	60%

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10				
(再掲)「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施			法施行を見据えた検討			法施行を見据えた実施				

施策No.	4-2	施策	ケアラーを支援する体制整備を推進します。									
-------	-----	----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-2-1	重点取組	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知												
担当課	子ども家庭課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
ヤングケアラーに関する情報を発信することで自身がケアラーである自覚を持つ機会を創出するとともに、ケアラーの認知度を高め、本人や周囲の大人が困りごとを相談できる窓口を周知し、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
相談窓口の情報発信 担当課：子ども家庭課		実施状況	③目標(値)	ヤングケアラー相談 窓口の周知		ヤングケアラー相談 窓口の周知		ヤングケアラー相談 窓口の周知							

取組No.	4-2-2	重点取組	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
様々な事情や課題を抱えたケアラーの早期発見・早期支援を行うため、重層的支援体制整備事業（福祉のつなぐシート登録システム）を活用し、つなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。 切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの活用を庁内窓口のみならず、民間事業者にもまで広く拡大します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課		市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	75事業者以上		80事業者以上		85事業者以上							
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等による活用の拡大 担当課：福祉政策課		民間事業者等による活用案件数	③目標(値)	10件以上		10件以上		10件以上							

取組No.	4-2-3	重点取組	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
孤立感や、孤独感を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えたケアラーの方々のニーズに合わせた当事者同士の集いの場を適宜確保し、対象者を集いの場につなぎます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10					
集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ 担当課：福祉政策課		場の確保 または つなぎの実施	③目標(値)	適宜			適宜			適宜					

施策No.	4-3	施策	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。
-------	-----	----	--------------------------------------

取組No.	4-3-1	重点取組	(再掲) 居住支援協議会による相談支援機能の強化												
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている粕江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。(福祉政策課・まちづくり事業課)

②施策に関する具体的な事業や取組

事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
(再掲) 住まい探しの相談窓口を通じた住宅確保要配慮者への物件情報とのマッチング等の実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	60%	60%	60%

取組No.	4-3-2	重点取組	(再掲) 身寄りのない市民等への支援体制の強化												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
(再掲) 身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10					
(再掲)「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施			法施行を見据えた検討			法施行を見据えた実施					

施策No.	4-4	施策	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます									
-------	-----	----	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-4-1	重点取組	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
多様なニーズに合致した福祉カレッジのプログラムを導入し、多様な福祉人材の確保・育成を目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10					
多様なプログラムの導入 担当課：福祉政策課		満足度	③目標(値)	80%以上			80%以上			80%以上					

取組No.	4-4-2	重点取組	(再掲) 市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
(再掲) あんしん粕江、多摩南部 成年後見センターで候補者推薦、 後見人等として選任されるまでの 支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
(再掲) 地域住民に対するセミ ナー等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上							

取組No.	4-4-3	重点取組	介護人材確保対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	10人(初任者研修) 4人(実務者研修)		10人(初任者研修) 4人(実務者研修)		10人(初任者研修) 4人(実務者研修)							
新たな助成・支援対策の検討及び 実施 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	6人(専門員実務研修) 10人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 4人(主任専門員更新研修)		6人(専門員実務研修) 10人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 4人(主任専門員更新研修)		6人(専門員実務研修) 10人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 4人(主任専門員更新研修)							

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築													
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続															

①事業概要

権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
支援・検討会議の実施（試行も含む） 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	権利擁護支援・検討会議活用ガイドブックの作成	定期的に開催する体制の構築	定期開催の実施

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続														

①事業概要

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上
専門職団体との連絡会への出席 担当課：福祉政策課	出席回数	③目標(値)	5回以上	5回以上	5回以上

施策No.	4-6	施策	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。									
-------	-----	----	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-6-1	重点取組	社会状況の変化に合わせた事業の再構築											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、これまでの老人福祉事業や既存資源等の再構築を行うなど、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10						
老人福祉事業や既存資源等の再構築 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討		スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討		スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討						

取組No.	4-6-2	重点取組	個々のニーズに対応した生活支援体制整備											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備やインフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備など、個々のニーズに対応した生活支援体制を整備することで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8	R 9		R 10							
既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	試行実施	本格実施		継続実施							
インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	調整	調整		調整							

取組No.	4-6-3	重点取組	高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、高齢者で深刻化しているデジタルデバインドによる生活不安の解消に向け、スマホ相談を実施するなど、高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援を行うことで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10						
スマホ相談所の定期開催 （週2回） 担当課：高齢障がい課		相談件数	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施						

施策No.	4-7	施策	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。									
-------	-----	----	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-7-1	重点取組	介護予防、フレイル予防の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、コロナ禍等で深刻化した閉じこもりや心身機能の低下、うつ等の進行等の解消に向け、これまで行ってきた介護予防に加え、フレイル予防事業の拡充や地域における運動習慣の定着化に向けた環境を整備するなど、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8	R 9		R 10							
フレイル予防事業の拡充 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防事業の拡充	ヒアリングフレイル予防事業の拡充		ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、継続実施							
地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	高齢者運動推進員養成講座を継続実施	高齢者運動推進員養成講座を継続実施		高齢者運動推進員養成講座を継続実施							

取組No.	4-7-2	重点取組	アクティブシニア支援事業の検討及び実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	新規														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、介護予防・フレイル予防のみならず、プレシニア及び元気高齢者の健康維持や生きがい活動にもつながる取組を行うなど、アクティブシニア支援事業を検討、実施することで、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
シルバーディスコ事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
アクティブシニア事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	ディスコダンス教室の本格実施		ディスコダンス教室の継続実施		ディスコダンス教室の継続実施							

取組No.	4-7-3	重点取組	保健事業と介護予防の一体化事業の実施													
担当課	高齢障がい課・保険年金課・健康推進課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	新規															
①事業概要																
保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、KDBシステム等により健康課題の分析や対象者の把握を行い、対象者の健康課題の解消につなげます。（高齢障がい課・保険年金課） 心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護状態となることを予防します。（健康推進課）																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10								
保健事業と介護予防事業の一体的実施 担当課：高齢障がい課・保険年金課		—	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施								
健康セミナー 担当課：健康推進課		新規健康セミナー参加者割合	③目標(値)	35%		35%		35%								

施策No.	4-8	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。									
-------	-----	----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-8-1	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														

①事業概要

地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、令和6年度に現状の施設ニーズについて調査・分析を実施した結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R 10
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討 担当課：高齢障がい課	検討状況	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施 担当課：高齢障がい課	令和6年度調査・分析完了	③目標(値)	—	—	—

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。									
-------	-----	----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること				構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続														

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R 10
審査会部会長会及び調査員定例会での共有 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回
調査票点検の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	全件実施	全件実施	全件実施
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	実施	実施
認定審査会のペーパーレス化の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	実施	実施

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
ケアプラン点検の実施 担当課：高齢障がい課		実施回数	③目標(値)	10回		10回		10回						
ケアプラン点検研修の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	1 回		1 回		1 回						

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検件数	③目標(値)	10件以上		10件以上		10件以上							
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検帳票数	③目標(値)	2 帳票		2 帳票		2 帳票							

施策No.	4-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。									
-------	------	----	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-10-1	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R 10
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課	派遣	③目標(値)	1人	—	—
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課	件数	③目標(値)	5件以上	5件以上	5件以上

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R 10
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	実施	実施	実施

取組No.	4-10-3	重点取組	(再掲) 介護人材確保対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
(再掲) 研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	10人(初任者研修) 4人(実務者研修)		10人(初任者研修) 4人(実務者研修)		10人(初任者研修) 4人(実務者研修)						
(再掲) 新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	6人(専門員実務研修) 10人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 4人(主任専門員更新研修)		6人(専門員実務研修) 10人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 4人(主任専門員更新研修)		6人(専門員実務研修) 10人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 4人(主任専門員更新研修)						

施策No.	4-11	施策	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。									
-------	------	----	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-11-1	重点取組	地域生活支援拠点の設置												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居している状況や、当事者の高齢化、親亡き後を見据えたグループホームの整備要望を踏まえるとともに、介護者の急病等を中心とした緊急時の体制を整備するなど、地域生活支援拠点を設置することで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R 10
緊急時の対応を含めた地域生活支援拠点機能の整備推進 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	推進会議の設置の検討	推進会議の設置の検討	推進会議の設置の検討

取組No.	4-11-2	重点取組	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討													
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続															

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居していることや、当事者の高齢化により、福祉サービスを利用できず、親が家族介助者として障がいのある方の介助・支援を行っている状況があることを踏まえるとともに、ショートステイや同行援護者の育成などニーズ調査等も踏まえたサービスの充実に向けた検討を行うことで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R 10
ニーズ調査を踏まえたサービスの充実に向けた検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	試行	試行	試行

年度	令和8(2026)
基本目標	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	5-1	施策	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-1-1	重点取組	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続														

①事業概要

重層的支援会議等により、複雑化・複合化した課題のある人や世帯に合った支援プランを作成し各支援機関が共同して支援を行っていきます。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	会議の開催	③目標(値)	6回以上	6回以上	6回以上
（再掲）持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	5人以上	5人以上	5人以上

取組No.	5-1-2	重点取組	市民福祉推進委員会の在り方の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
地域共生社会推進基本計画を踏まえた新たな市民福祉推進委員会の在り方を検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9			R10					
在り方の検討 担当課：福祉政策課		—	③目標(値)	地域共生社会推進基本計画 中間見直しへの反映		—			—					

取組No.	5-1-3	重点取組	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
社会変化によって生じる課題により新たに生まれる課題に対する会議体の設置要望に対して会議体を整理します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10				
会議体の整理 担当課：福祉政策課		整理の実施	③目標(値)	精神障がいにも対応した地域 包括ケアシステム部会の運営			精神障がいにも対応した地域 包括ケアシステム部会の運営			生じた課題に対する会議体の 整理の実施				

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築									
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充											

①事業概要

あんしん泊江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R10
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標（値）	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託		法施行を見据えた実施							
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託		法施行を見据えた実施							

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援									
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続											

①事業概要

市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施
粕江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進													
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充															
①事業概要																
地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R 10						
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成			ロードマップに基づき委託			法施行を見据えた実施						
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課		体制の構築	③目標(値)	ネットワーク体制の維持及び連携強化			ネットワーク体制の維持及び連携強化			ネットワーク体制の維持及び連携強化						

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続														
①事業概要															
重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R 10							
（再掲）あんしん泊江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜		適宜		適宜							

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。									
-------	-----	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進													
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課		大施策	権利擁護の支援に関すること				構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	継続															

①事業概要

高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R 10
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課	体制の構築	③目標（値）	ネットワーク体制の維持及び連携強化	ネットワーク体制の維持及び連携強化	ネットワーク体制の維持及び連携強化

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進													
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること				構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	継続															

①事業概要

虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等との情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R 10
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	開催回数	③目標（値）	2回以上	2回以上	2回以上

施策No.	5-5	施策	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。									
-------	-----	----	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	5-5-1	重点取組	医療と介護の連携事業の継続実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														

①事業概要

地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、厚生労働省が定めた8項目を中心に在宅医療介護連携推進事業を展開します。また、医療・介護の関係者による連携を図り、協力体制を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R 10
多職種連携研修会の開催 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標（値）	継続実施	継続実施	継続実施

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。									
-------	-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充														

①事業概要

障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 8	R 9	R 10
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課	実施回数	③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出									
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充											
①事業概要												
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10							
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	実施	実施	実施							

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。									
-------	-----	----	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
各サービス事業者との交流機会の検討		—	③目標(値)	実施		実施		実施						
担当課：高齢障がい課														

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10					
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	実施			実施			実施					

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10						
電子申請届出システムによる届出の統一化 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	電子へ移行		電子へ移行		電子へ移行						

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														

①事業概要

適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
事故報告情報の共有 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	実施	実施	実施

施策No.	5-8	施策	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。									
-------	-----	----	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	5-8-1	重点取組	事業所間等の連携体制の整備												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、事業者間等の連携体制を整備することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 8	R 9	R10
更なる連携体制整備の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応

取組No.	5-8-2	重点取組	学校や医療との連携の推進													
担当課	福祉政策課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続															
①事業概要																
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、学校や医療との連携を推進することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8			R 9			R10						
(再掲) 重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標(値)	6回以上			6回以上			6回以上						

取組No.	5-8-3	重点取組	医療的ケア児の支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進や地域における医療的ケア児の通園・通学等の支援に向け、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進し、医療的ケア児の支援を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
医療的ケア児支援会議の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	2回		2回		2回							
医療的ケア児コーディネーターの配置 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	配置の継続及び後任の育成		配置の継続及び後任の育成		配置の継続及び後任の育成							

取組No.	5-8-4	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 8		R 9		R10							
（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	実施		実施		実施							

刊行物番号 R 8－●

狛江市第 1 次地域共生社会推進基本計画実施計画

令和 8（2026）年●月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号
電話 03（3430）1111

頒布価格：●円